

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正等に伴う 個人情報保護制度に係る対応の方向性

1 「条例で定める必要があるとされている事項」について

- (1) 保有個人情報開示請求に係る費用負担について
 - ・開示請求手数料を無料とすることを定める。
 - ・写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定める。
- (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について
 - ・法施行令で定める額と同額を手数料額と定める。

2 「必要に応じて条例で定めることができるとされている事項」について

- (1) 「条例要配慮個人情報」の規定について
 - ・「条例要配慮個人情報」は規定しない。
- (2) 保有個人情報の管理に係る帳簿の作成及び公表について
 - ・「個人情報登録対象事務登録簿」及び「個人情報ファイル簿」に係る規定は定めない。
 - ・ただし、法定でない1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成し、公表する。
- (3) 保有個人情報（自己情報）開示請求に係る不開示（開示）情報について
 - ・熊本県情報公開条例第7条第2号ウに掲げる情報のうち、職務遂行情報に係る公務員の氏名（警察職員等の氏名を除く）の開示を条例に定める（明文化）。
- (4) 保有個人情報（自己情報）開示請求の手続（決定期間等）について
 - ・保有個人情報の開示請求に係る決定等の期限を1.5日以内と定める。
 - ・事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることを定める。
 - ・開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、45日以内にその全てについて開示決定等することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の特例を定める。
 - ・開示請求書には、法に規定される事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することを定める。
- (5) 審議会答申の尊重義務について
 - ・審査請求に係る諮問に対する審議会の答申について、実施機関の尊重義務を定める。
- (6) 個人情報の取扱いに係る審議会への諮問について
 - ・審議会への諮問を可能とする具体的事項（特に必要であると認める場合）として、①法の施行条例の改正及び②運用ルールの細則の設定を定める。

3 その他の重要な事項について

(1) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会の役割について

- ・審議会が自発的に調査、審議を行うことが可能な事項として、個人情報の保護に関して必要であると認める事項を定める。

(熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の改正)

(2) 行政機関等匿名加工情報等の開示請求制度における取扱いについて

- ・行政文書開示請求制度において、行政機関等匿名加工情報及びその作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人識別符号を不開示情報として定める。

(熊本県情報公開条例の改正)